

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 21 日

熊本県健康福祉部 健康福祉政策課（避難所担当） 殿
熊本市危機管理防災部 危機管理課（避難所担当） 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（生活環境担当）

令和 8 年熊本地震での避難所における
「女性の視点」を踏まえた避難所運営について（留意事項）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震では、熊本県の各地域において断水や住家への被害が発生し、避難生活の長期化が懸念されてきているところです。

避難生活においては、女性の視点に立った取組も重要であることから、別添「熊本県熊本地方を震源とする地震による災害対応における男女共同参画の視点からの取組促進について（依頼）」（令和 8 年 7 月 28 日付け府共第 444 号）を踏まえ、県では、健康福祉部 健康福祉政策課（避難所担当）と環境政策部 男女参画・協働推進課が連携して、市では、危機管理防災部 危機管理課と人権推進部 男女共同参画課が連携して、避難所の良好な生活環境の整備を行っていただきますようお願いいたします。

特に、避難所の運営責任者に女性も配置するなど、女性の避難者の声を吸い上げることのできる体制づくりに努めるよう留意してください。

熊本県におかれましては、本内容について、管内市町村防災担当課あてに周知くださいますよう、よろしくお願いします。

【本件問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（生活環境担当）付
TEL：03-3501-5693（直通）

【参考】避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月版）（抜粋）

4 避難所の運営主体

（1）運営責任者の配置

- ① 避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うこと。運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置に当たっては女性と男性の両方を配置すること。

12 衛生・巡回診療・保健

（8）女性の視点を踏まえた避難所運営

- ① 女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることを配慮し、避難所の運営責任者、市町村の運営担当者、住民による自主的な運営組織には女性が参画し、女性と男性の双方のニーズに対応する必要があることから、避難所の運営責任者（リーダーや副リーダー）に、女性と男性の両方を配置すること。また、リーダー、食事作りや片付けなど、特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないよう配慮すること。
- ② 女性に配慮し、生理用品等を備蓄しておくこと。また、女性用品の配布場所を設けること。女性用品を配布する際は、女性が配布を担当すること。
- ③ プライバシーを確保する観点から、間仕切りにより世帯ごとのエリアを設けること。
- ④ トイレ、物干し場、更衣室、休養スペース及び入浴施設は男女別に設け昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置すること。また、女性用トイレの数は、男性用よりも多くすること。

15 相談窓口

- （1）高齢者、障害者、医療的ケアが必要な者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、高齢者や障害者等の女性が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。

16 防火・防犯対策

（2）防犯対策

- ① 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うこと。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底すること。
- ② 避難所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ、警備員等の雇用も検討すること。
- ③ 女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回することが望ましいこと。

【写】

府 共 第 4 4 4 号

令和 8 年 7 月 28 日

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、熊本市

男女共同参画主管部局長 殿

内閣府男女共同参画局

参事官（地域政策担当）

（公印省略）

熊本県熊本地方を震源とする地震による災害対応における 男女共同参画の視点からの取組促進について（依頼）

平素より、男女共同参画社会の推進にご尽力いただき、感謝いたします。

令和 8 年 7 月 28 日 16 時 27 分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震が発生し、今後、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられます。

各都道府県・政令指定都市の皆様におかれましては、令和 2 年 5 月 29 日付け府共第 322 号・府政防第 1222 号「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～に基づく取組の促進について（依頼）」（参考 1）に基づき「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（以下、「ガイドライン」と言う。）を活用して、男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局が連携して、災害対策本部等の庁内体制の整備や避難所の開設・運営等に適切に取り組んでいただくよう、お願いいたします。

このガイドラインでは、女性の視点に立った避難所の開設・運営、環境整備に必要な取組事項を「避難所チェックシート」（参考 2）としてまとめています。避難所の開設・運営・支援に携わる方々に広く周知いただき活用していただきますよう、お願いいたします。

各都道府県におかれましては、本通知の内容につきまして、管内市町村や男女共同参画センター等の関係機関・団体に周知いただきますよう、お願いいたします。

（参考）

1. 令和2年5月29日付け府共第322号・府政防第1222号「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～に基づく取組の促進について（依頼）」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r2_03.pdf

（別紙1）災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r2_03_1.pdf

（別紙2）今次の防災基本計画修正における男女共同参画に係る修正箇所等

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r2_03_2.pdf

2. 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～「避難所チェックシート」

https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_07.pdf

内閣府男女共同参画局参事官（地域政策担当）付 高田、須貝 （直通）03-6257-1344
--